

工事発注の取扱いについて

東日本大震災以降、工事発注において、特例措置を設けて取り扱ってきたところがあります。

このことについて、災害復旧工事が一定の収束を迎えることから、次のとおり取り扱うこととします。

(1) 手持ち工事件数制限について

市から受注できる建設工事（競争入札）は、落札候補者となるものも含め「3件」までとする。

※適用基準日前に公告又は指名したものは除く。

(2) 一般競争入札の地域要件について

A・B・Cランクとも、神栖市内に建設業法に基づく許可を受けた主たる営業所（本店）、又は従たる営業所（支店等）

(3) 各等級別の工事請負基準額

Aランク 3, 500万円以上

Bランク 1, 500万円以上 3, 500万円未満

Cランク 1, 500万円未満

(4) 適用基準日

平成26年 5月 1日から

※上記基準を目安といたしますが、個別案件の状況により、変更することもあります。